

## 平成 26 年度 新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 26 年度新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 294,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 597,469 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 26 年 12 月 2 日 提出

新居浜市長 石川 勝 行





第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
工業用地造成事業 (観音原地区)	千円  15,000	(1) 普通貸借又は 証券発行による。 (2) 事業又は市財 政の都合により 起債前借り又は 翌年度に繰越し て借入れするこ とができる。	%  年4.0以内(ただ し、利率見直し方 式で借り入れる政 府資金及びその他 公的資金について、 利率の見直しを行 った後においては、 当該見直し後の利 率)	借入先の融通条 件による。 ただし、必要に 応じ、据置期間及 び償還期限を短縮 し、若しくは繰上 償還又は低利に借 り換えることがで きる。	千円  309,000	補正前に同じ	%  補正前に同じ	補正前に同じ
計	15,000	—	—	—	309,000	—	—	—